



鳥取県公報

平成 29 年 2 月 21 日 (火)
第 8 8 7 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急病院の認定 (104) (医療政策課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (105) (東部福祉保健事務所) 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (106) (〃) 2
	飼料の試験の結果の概要 (107) (畜産課) 3
	保安林の指定の解除 (108) (森林づくり推進課) 3
	保安林の指定施業要件に関する予定告示の取消し (109) (〃) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (110) (畜産試験場) 3
	都市計画法第66条による告示 (111) (道路建設課) 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (112) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 教委告示	臨時教育委員会の招集 (4) (教育総務課) 4
◇ 公 告	第二種特定鳥獣管理計画の決定等に関する公聴会の開催 (緑豊かな自然課) 5
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) 5

告 示

鳥取県告示第104号

次の医療機関を平成29年2月20日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	平成32年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市的場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町6	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

鳥取県告示第105号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月21日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
合同会社〇日和	鳥取市数津23-10	えんぴよりきつず	鳥取市南栄町39-2	児童発達支援、放課後等デイサービス	平成29年2月15日

鳥取県告示第106号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年2月21日

鳥取県東部福祉保健事務所 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人スペル	鳥取市瓦町601	明日葉	鳥取市瓦町601	自律訓練(生活訓練)	平成29年3月31日

鳥取県告示第107号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、平成28年12月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

平成29年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレノン	
日野郡日南町日南TMRセンター	日野郡日南町神戸上3337-3 三森 一夫	鳥取ミックス	平成28年12月	かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレノン	無
鳥取市有限会社ティーエムアール鳥取	鳥取市上原897-1 有限会社ティーエムアール鳥取	タイプT1	〃	〃	〃	〃
東伯郡琴浦町川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第108号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除に係る保安林の所在場所
日野郡日南町大字御机字鏡ヶ成709の232、709の238
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 解除の理由
道路用地とするため

鳥取県告示第109号

平成19年1月30日付鳥取県公報第7858号の鳥取県告示第82号（保安林の指定施業要件の変更予定）を取り消すので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第110号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、畜産試験場における家畜類の物品売

払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成29年 2 月21日

鳥取県畜産試験場長 米 田 和 晃

- 1 委託の相手
公益社団法人全国和牛登録協会
- 2 委託期間
平成29年 1 月10日から同年 3 月31日まで

鳥取県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 2 月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・4・9号上井羽合線及び3・5・1号上井東西線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成27年中国地方整備局告示第85号の事業地のうち鳥取県倉吉市大平町、上井字宮ノ前、字狭間、字宮ヶ坪、字小泓、字山田及び字大江後並びに山根字大谷及び字大平地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第112号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第 2 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年 2 月21日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 トマトの会	東伯郡北栄町 北条島366-7	ヘルパーステーション トマト よ なご	米子市新開二丁目 4-11	居宅介護、重度 訪問介護、行動 援護、同行援護	平成29年 2 月28日

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第 4 号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成29年 2 月21日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成29年2月21日（火）午後4時30分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県立美術館整備基本構想の策定について
 - (2) その他

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第7条第5項（法第12条第6項及び第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき利害関係人の意見を聴くため、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

平成29年2月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日 時 平成29年3月13日（月） 午前10時から（3（1）から（5）まで）
午後1時から（3（6）及び（7））
- 2 場 所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室
- 3 案 件
 - (1) 鳥取県第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（案）について
 - (2) 鳥取県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画（案）について
 - (3) イノシシ及びニホンジカの狩猟期間の延長について
 - (4) イノシシ及びニホンジカの猟法の禁止の解除について
 - (5) ニホンジカの1日当たりの捕獲数の制限の解除について
 - (6) 鳥取県第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画（案）について
 - (7) ツキノワグマの狩猟の禁止について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年2月21日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等
散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年3月13日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
平成29年3月27日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

- 3 講習課目
 - (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い

- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜き出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
 - イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。